

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【報告者の名称】	プラネックスホールディング株式会社
【報告者の所在地】	東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番9号
【電話番号】	03(6809)0130
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 卓志
【縦覧に供する場所】	プラネックスホールディング株式会社 (東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の当社とは、プラネックスホールディング株式会社を指し、公開買付者とは、株式会社AMKを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社AMK
所在地 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨いたしません。

なお、上記取締役会決議は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない当社の取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

記

公開買付者は、当社の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業の内容として平成26年7月11日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、当社普通株式4,024,400株（当社が平成26年8月12日に公表した平成26年12月期第2四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（9,657,500株）から、当社の所有する自己株式数（2,056,200株）を除いた数（7,601,300株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）52.94%）を所有するドリームイメージズ有限公司（以下「D I社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有し、当社普通株式926,108株（所有割合12.18%）を所有する当社の第二位株主であり、当社の代表取締役会長の久保田克昭（以下「久保田氏」といいます。）が、その代表取締役を務めております（注1）。なお、久保田氏はD I社の発行済株式の全てを所有しております。

今般、公開買付者は、D I社及び久保田氏（以下、D I社及び久保田氏を総称して「当社支配株主」といいます。）が所有する当社普通株式（合計4,950,508株（所有割合65.13%））を除く、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社の普通株式を非公開化させ、当社の株主を公開買付者と当社支配株主のみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、久保田氏は、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しております。

（注1） 久保田氏は当社の役員持株会の会員であり、役員持株会における持分として、17,008株（小数点以下を切り捨て、所有割合0.22%）に相当する当社普通株式を間接的に保有しており、久保田氏の所有普通株式数には、当該役員持株会における持分として間接的に保有している当社普通株式を含んでおります。以下同じです。

（注2） マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置 買付予定の株券等の数の下限の設定」に記載のとおり、本公開買付けにおいては買付予定数の過半数に相当する当社普通株式数(1,325,397株)について当社の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数1,325,400株(所有割合で17.44%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、公開買付者は、当社の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び当社支配株主が所有する当社普通株式を除きます。)を取得することにより、当社の普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び支配株主が所有する当社普通株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、久保田氏及びD I社とともに当社の安定株主として、当社の株式を継続保有することを予定しております。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

ア 本公開買付けの背景等

当社は、平成7年7月に、ネットワーク製品の開発・販売を目的として東京都千代田区にプラネットジャパン株式会社を設立し、その後の事業の拡張に伴い、平成10年2月に商号をプラネックスコミュニケーションズ株式会社に変更し、株式については平成13年7月に日本証券業協会に店頭登録し、その後平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))が開設する市場であるJASDAQ(スタンダード)(以下「JASDAQ」といいます。))に上場するに至っております。また、平成21年10月に当社グループの持株会社制度への移行に合わせて現在の商号に変更しております。本書提出日現在、当社グループの事業は当社を含めて、情報通信・ネットワーク関連製品事業(スマートフォン・タブレットPC周辺機器、パソコン周辺機器、無線LANルータ等のネットワーク機器、ゲーム関連機器、ソフトウェアの開発・製造・販売・保守、広域無線ネットワークシステムの導入支援サービス等)を運営するプラネックスコミュニケーションズ株式会社、自動車流通事業(輸入車ディーラー事業、中古車流通事業、自動車整備事業等)を運営するプラネックスカーズ株式会社、店頭外国為替証拠金取引等事業(FX事業、システムトレードサービス)を運営するPLANEX TRADE.COM株式会社、不動産事業(賃貸用不動産の管理運営)を運営する当社の計4社により構成されております。

当社グループの最近の業績動向としては、情報通信・ネットワーク関連製品事業においては、スマートフォンやタブレット端末の普及を背景として、同分野の関連製品の更なる開発販売に取り組むとともに、多機能でありながら簡単に設定可能なネットワークカメラや新規格「11ac」対応の無線LANルータ等、当社の子会社であるプラネックスコミュニケーションズ株式会社の技術を駆使した独自製品の開発、販売に取り組み、また、大型OEM案件の受注活動を継続し、在庫の適正化や固定費の削減等に努め、安定的な収益を継続させる基盤づくりを行いました。PC周辺機器関連の需要減少の影響や、大型案件の売上減少、また急激な円安の影響による仕入原価の上昇により、売上高、営業利益は減少傾向にあります。自動車流通事業においては、平成22年の事業開始以来、事業規模の拡大と利益率の高い小売販売、自動車整備や自動車保険販売等の付随サービスの提供に努め、平成25年には輸入車ディーラー分野への進出を行うなど、自動車分野における総合的なサービス範囲の拡大に努めてまいりました。しかしながら、B to B分野においては一定の基盤づくりができた一方、利益率の高いB to C分野においての拡大が遅れており、平成26年に入り、大雪による来客数減少とその後の物流の混乱に起因する売上の計画未達や消費税増税後の需要低下を踏まえた中古車相場の大幅な下落による影響を受け、多額の在庫評価減の計上等で大きく営業赤字を計上する結果となっております。店頭外国為替証拠金取引等事業においては、前連結会計年度に行った株式会社DMM.com証券への事業譲渡の後、新しい金融サービス開発投資(PLANEX BINARY)に注力し、自動売買プログラムによるFXシステムトレードサービス「シストレ.COM」の提供を開始して、当初は順調に口座数・預り証拠金を伸ばしておりましたが、システムトレード分野の競争激化に伴い新規口座開設数が伸び悩み、また、外国為替市場の膠着状態の長期化の影響で顧客の取引量が低調に推移しており、多額の営業赤字の継続を余儀なくされております。

これら各事業セグメントにおける行き詰まりが平成26年度より大きく表面化した結果、当社は、平成26年5月13日付で平成26年12月期の通期連結業績予想において大幅な下方修正を余儀なくされ、当期純利益ベースでは当初100百万円の予想値を15百万円(115.0%)の赤字に、同期の配当予想については当初5.0円の予想値を無配に修正するとともに、株主優待制度の中止を公表しております。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役であり、当社の代表取締役会長である久保田氏は、経営資源の選択と集中を行い、抜本的な事業構造改革に速やかに取り組まなければならないと考えるに至りました。具体的には下記の通りです。

- () 情報通信・ネットワーク関連製品事業においては、スマートデバイスの進化とともに、ネットワーク機器が、家電分野はもちろんのこと医療分野やスポーツ分野など生活のさまざまな場面に浸透しております。それに伴いさまざまなアイデアや、技術、規格が生まれては消えていく事業環境にあります。今後、真摯にユーザーの生活利便性を明確に高め競争を勝ち抜くことができる商品開発のためには、こうした新しい技術等をある程度の時間と費用をかけながら検証し、本当に有用なものを取捨選択していくプロセスが必要であり、将来の収益に結び付くか不確実な研究開発投資が増えることが予想され、一時的に業績や財政状態に負荷をかけてしまうこととなります。
- () 自動車流通事業においては、現状のB to B中心の事業構成では、前述の消費税増税といった外部環境に業績が左右される場面が多く、また薄利多売な利益構造とならざるを得ず、ボリュームに比べて利益獲得が伴っていない状況です。今後の成長拡大のためには、高付加価値車輛を市場環境に左右されることなく提供していくため、B to C(リテール)分野に進出していくことが必要です。前事業年度より輸入車ディーラー事業の開始や、東京・横浜方面への拠点開設など、B to C(リテール)分野拡大に努めてまいりましたが、一刻も早く小売りを中心にした事業体制確立を行うと共に、当社グループのブランドイメージ定着のためのマーケティングの拡大を行う必要があり、当面の間、業績や財政に負荷をかけてしまうこととなります。
- () 店頭外国為替証拠金取引等事業を営むPLANEX TRADE.COM株式会社においては、平成24年度のGJブランド売却後、従来のFXとは違った新しい金融サービスとしてシステムトレードサービス「シストレ.COM」やバイナリーオプションサービス「PLANEX BINARY」を中心に提供を始めました。事業開始後は順調な拡大をしておりましたが、平成25年度後半からの為替市場の膠着の影響や、マーケティング施策の失敗もあり、損益分岐点までの売上拡大ができず、平成24年12月期連結会計年度以降の2事業年度において赤字が継続しています。今後当事業分野においてこれ以上の投資を継続しても回収できる見通しが立たないことから、当社が保有するPLANEX TRADE.COM株式会社株式若しくは同社の事業の売却、当該事業の停止若しくは大幅な縮小、又は、同社の解散・清算を行う予定です。ついては、これらに伴う費用の発生が見込まれます。
- () これらの施策が期待通りの成果を挙げることができるかは、当社の中長期的な経営努力のみならず将来における市場環境、技術動向等に大きく左右される可能性があり、目的を達成できるかは不確実であります。
- () 現状の資金ポジションや昨今の間接金融における超低金利環境を踏まえると資本市場からの資金調達のコストは高くなく、現状では上場維持コストに見合うだけの上場メリットを享受できていないと考えております。

このような点を踏まえ、当社が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性が高く、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは、当社の長期的な競争力・収益を弱めることにつながる可能性があるとの認識に至り、平成26年5月下旬頃から本取引に関する構想を持ちはじめ、平成26年6月初旬頃から、本取引の実施についての具体的な検討を開始し、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、抜本的な事業再構築により生じる多大なリスクに一般の株主の皆様を晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能であるマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により当社を非公開化することこそが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、久保田氏は、マネジメント・バイアウト(MBO)により所有と経営を一定の範囲で一致させることにより、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記各施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。

以上のような経緯を経て、久保田氏は、平成26年5月下旬頃から本取引に関する構想を持ちはじめ、平成26年6月10日に公開買付者及び当社から独立した法務アドバイザーとしてライブラ法律会計事務所を選定した上で、同氏を除く当社取締役に対して、当社のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明をし、同日よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査した上で、当社に対して平成26年7月8日にマネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書を提出し、平成26年7月11日付で、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

そして、公開買付者及びその代表取締役である久保田氏は、当社との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び当社普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年8月12日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

イ 当社の意思決定の過程

当社は、平成26年7月8日に、公開買付者よりマネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書の提出を受けました。このとき、当社は、公開買付者より、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）について、平成26年7月8日現在の当社普通株式の市場価格（446円）に20%程度のプレミアムを付加した価格（535円程度）としたい旨の提案を受けました。

当該提案を受け、当社は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、法務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者である法律事務所DUONを選任するとともに、下記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、タレス・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下「当社算定機関」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、久保田氏及び公開買付者からの本取引に関する提案の検討を開始しました。当社取締役会としては、20%程度のプレミアムでは、当社少数株主に対する還元として必ずしも十分ではないという考えのもとに、平成26年7月18日と平成26年7月23日にライブラ法律会計事務所に対し、公開買付価格の増額を申し入れ、話し合いをもちました。

また、これと並行して当社は、平成26年7月24日付で、本取引の提案を検討するための当社取締役会の諮問機関として、現当社社外監査役である荒木裕一氏及び山崎貴史氏、並びに公開買付者及び当社のいずれからも独立性を有する弁護士である遠山康氏の3名によって構成される第三者委員会を設置しました（その他具体的な諮問事項等については、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 第三者委員会の設置」をご参照ください。）。

第三者委員会は、平成26年7月24日から同年8月11日まで合計5回開催され、ライブラ法律会計事務所及び当社の代表取締役社長である池上宏氏からのヒアリングを行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、必要な情報・資料等の収集及び検討を行いました。

当社取締役会は、平成26年7月31日付で当社算定機関より株式価値算定書（平成26年7月11日現在の当社普通株式の株価を反映した株式価値算定書）を取得するとともに、当社算定機関より、当社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けました。また、当社のリーガルアドバイザーである法律事務所DUONからは、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けました。

当社取締役会は、法律事務所DUONからの法的助言や第三者委員会との意見交換を踏まえて検討した結果、平成26年5月13日に当社が業績予測修正をしたことにより株価が下落していることに鑑みると、平成26年7月8日現在の当社普通株式の市場価格（446円）に20%程度のプレミアムを付加した価格（535円程度）では、合理的なプレミアムが付加されているとは評価できないと判断し、公開買付価格を引き上げることが必要であると考え、平成26年7月31日に、ライブラ法律会計事務所に対し、公開買付価格を上記業績の下方修正の影響を受けていない平成26年5月13日現在における当社普通株式の市場価格である565円よりも高い価格であり、かつ、平成26年7月31日現在の当社普通株式の市場価格（441円）に対し30%から40%の程度のプレミアムを付した価格（573円から617円程度）に引き上げるように申し入れました。その結果、平成26年8月4日、ライブラ法律会計事務所より、公開買付価格を1株600円に引き上げる旨の回答がありました。

そのうえで、当社取締役会は、当社の法務アドバイザーである法律事務所DUONより、平成26年8月6日付で法的意見書を取得し、また、当社算定機関からは、平成26年8月6日付で株式価値算定書（平成26年8月6日現在の当社普通株式の株価を反映した株式価値算定書）を、平成26年8月11日付で株式価値算定書（平成26年8月8日現在の当社普通株式の株価を反映した株式価値算定書）を取得しました。さらに、第三者委員会からは平成26年8月11日付で答申書の提出を受け（答申書の概要及び第三者委員会の具体的な活動内容等については、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 第三者委員会の設置」をご参照ください。）、これらの内容を踏まえたうえで、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における公開買付け価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、当社の収益力が低下しており、事業構造の抜本的な改革が必要であること、上場維持のために必要なコストの負担が上場会社であることにより得られるメリットに比して過大であること等を総合的に考慮すると、久保田氏及び公開買付者からの本提案に基づき、可及的速やかにMBOの手法により当社の非公開化を行うことが、当社の企業価値を維持し、これを最大化するために必要不可欠であるとの結論に至り、本公開買付けを含む本取引が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、本公開買付け価格に関しては、() 下記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社算定機関の算定結果のうち、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく各算定結果全てを上回る価格であること、() 本公開買付けの実施日についての公表日の直近取引成立日である平成26年8月11日のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引終値421円に対して42.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヵ月間（平成26年7月14日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均株価433円に対して38.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヵ月間（平成26年5月12日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均株価440円に対して36.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヵ月間（平成26年2月12日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均株価508円に対して18.1%のプレミアムが加算されていること、() 下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり利益相反を解消するための措置が十分に採られたうえで決定された価格であること、() 当社は平成26年5月13日17時に平成26年12月期業績の下方修正の公表を行っておりますが、本公開買付けは、当該公表を行う前の平成26年5月13日終値である当社株価（565円）を上回る価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上により、当社は、平成26年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、および、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、下記、「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 利害関係を有しない当社の取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

ウ 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・パイ・アウト（MBO）に該当し、当社の代表取締役会長である久保田氏は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたることを予定しており、前述した当社グループの事業改革を強力に推進していく予定です。また、公開買付者と当社の取締役及び監査役との間には、本公開買付け後の役員就任について特段の合意はありませんが、公開買付者は、本公開買付け実施後に当社の役員構成を含む経営体制を変更する予定は有していません。

(3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立し、また、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関である当社算定機関に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年7月31日付で株式価値算定書 を、平成26年8月6日付で株式価値算定書を、平成26年8月11日付で株式算定書 を取得いたしました。なお、当社算定機関は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、当社算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社算定機関は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社普通株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式が上場しており、株式市場において形成された客観的な株式価値を表すことができるということから市場株価法を、また、当社の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からDCF法を、さらに当社と事業内容や事業リスクの観点から類似する上場会社との比較分析を行うという観点から類似会社比較法を採用し、これら各手法を用いて、当社普通株式の株式価値を算定いたしました。当社算定機関が上記各手法に基づき算定した、株式価値算定書 によれば、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	434円から510円
DCF法	417円から460円
類似会社比較法	302円から320円

市場株価法では、直近6ヶ月における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案し、平成26年8月8日を基準日として、当社普通株式の直近1ヶ月の株価終値単純平均値434円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の株価終値単純平均値442円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値510円（小数点以下四捨五入）を基に、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を434円から510円までと算定しています。なお、市場株価法で使用している当社普通株式の株価終値単純平均値についてはJASDAQにおけるものです。

DCF法では、当社算定機関は、当社の事業計画をもとに、平成26年7月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年12月期（5ヶ月）から平成31年12月期までの6期分の当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を417円から460円までと算定しております。割引率は7.51%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている抜本的な事業構造改革における各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難ではあるものの、株主の皆様にとってより有利な算定結果となるように、株式価値算定の基礎とされた財務予測等上記の各種施策の効果も一定程度加味しております。

DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の内容は、以下のとおりです。

まず、平成26年12月期については、下半期については営業黒字と予測しているものの、中間決算までの営業赤字を取り戻すことができず、通期では営業赤字になる見込みです。平成27年12月期については、平成26年12月期に情報通信・ネットワーク関連製品事業で大きな売上の割合を占めていた大型案件が終了することにもない、売上高が大きく下がることが予測されます。また、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 ア 本公開買付けの背景等」において記載したとおり、収益性が低下した企業体質からの脱却のための投資を行うため、投資コストが発生する見込みです。一方で、店頭外国為替証拠金取引等事業においては、平成26年12月期で抜本コスト改善を行い、平成27年12月期以降は最小限の運営費用に抑えることが可能な体制を整える予定です。もっとも、上記の投資コストを補うまでには至らず、赤字が継続する予定です。平成28年12月期および平成29年12月期は、それまでの収益改善のための投資が功を奏し、粗利率が改善し始める予定です。情報通信・ネットワーク関連製品事業では、他社に真似のできない独自製品により、高粗利率を実現し、自動車流通事業においては利益率の高い小売りへのシフトを進める計画です。しかし、平成27年12月期にましてさらなる投資を行うことを予定しており、赤字が継続する予定です。平成30年12月期より、これまでの体質改善が功を奏し、また、上場廃止による上場コストの削減効果もあり、黒字に転じることを予定しております。

D C F法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとことです。なお、当該数値は平成26年8月12日付で当社が公表した平成26年12月期の通期連結業績予想の下方修正の影響を織り込んでおります。

(単位：百万円)

(単位：百万円)	平成26年 12月期 (5ヵ月)	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期	平成30年 12月期	平成31年 12月期
売上高	4,189	6,385	6,237	6,715	7,089	7,612
営業利益又は 営業損失()	43	111	107	48	200	418
EBITDA	77	74	72	85	228	446
フリー・キャッ シュ・フロー	77	74	72	85	228	446

類似会社比較法では、当社の主要事業である情報通信・ネットワーク関連製品事業、自動車流通事業、店頭外国為替証拠金取引等事業を営んでいる国内上場会社のうち、当社との事業モデルの類似性を基準として株式会社メルコホールディングス、株式会社アイ・オー・データ機器（情報通信・ネットワーク関連製品事業）、アップルインターナショナル株式会社、株式会社A Tグループ、株式会社ケーユーホールディングス（自動車流通事業）、インヴァスト証券株式会社、株式会社F Xプライム by G M O、株式会社マネーパートナーズグループ（店頭外国為替証拠金取引等事業）の計8社を類似会社として抽出した上、EBITDA倍率、P E R倍率、P B R倍率を用いて分析を行い、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を302円から320円までと算定しています。

以上より、当社算定機関から当社が取得した株式価値算定書 においては、当社の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成26年8月8日を評価基準日として、市場株価法では434円から510円、D C F法では417円から460円、類似会社比較法では302円から320円と算定しております。

また、当社取締役会は、当社算定機関より、当社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることおよび当社算定機関との質疑応答を通じて、当社算定機関による上記算定結果の合理性を確認しております。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本公開買付けがM B Oの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を認識しており、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、主として下記のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立し、また、本取引に関し独立性を有する当社算定機関に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年7月31日付で株式価値算定書 を、平成26年8月6日付で株式価値算定書 を、平成26年8月11日付で株式算定書 を取得いたしました。株式価値算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、法務アドバイザーとして、当社及び公開買付者から独立した第三者である、法律事務所D U O Nを選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言について依頼しました。当社は、法律事務所D U O Nから、適宜法的助言を受けながら、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明することが取締役の善管注意義務に違反しない旨の法的意見書も取得したうえ、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付け価格を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行いました。当社は、法律事務所D U O Nから、上記法的意見書の内容についての説明を受けることを通して、上記法的意見書の合理性について確認しております。

第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けがMBOのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ることを踏まえ、本取引についての検討を慎重に期し、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の株主の利益を保護することを目的として、平成26年7月24日に、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外監査役と、公開買付者及び当社のいずれからも独立性を有する弁護士である委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、荒木裕一（委員長・社外監査役）、山崎貴史（社外監査役）、遠山康（弁護士）の3氏を選定しております。）を設置しております。そして、当社は、平成26年7月24日に、当該第三者委員会に対して、（1）本公開買付け及びその後の二段階買収を含む一連の取引により、当社の企業価値が向上するか否か、（2）本公開買付価格の公正性が担保されているか否か、（3）本取引により公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社支配株主（ドリームイメージズ有限会社及び久保田氏）が所有する株式を除く。）を取得する取引が当社の少数株主にとって不利益か否か、を検討し当社取締役会に対して意見を述べることを委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成26年7月24日から同年8月11日まで合計5回開催され、上記委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、（ ）当社ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、（ ）公開買付者に対する質問書の送付、（ ）公開買付者の法務アドバイザーであるライブラ法律会計事務所との面談によるインタビュー調査、（ ）本取引に関する当社代表取締役社長池上宏氏との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、第三者委員会は、当社の代表取締役社長である池上宏氏から、当社の事業計画について説明を受け質疑応答を行った上で、当社の第三者評価機関である当社算定機関から同機関が作成した株式価値算定書に基づく当社普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのこと。なお、第三者委員会は、当社の法務アドバイザーである法律事務所DUONから本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

その結果、第三者委員会は、(a)()当社においては、現状の資金ポジションや昨今の間接金融市場の超低金利環境により、資本市場からの資金調達ニーズが相対的に減退しており、上場を維持するメリットが相当限定的であることから、上場維持に要するコストに見合う上場メリットが享受できていないこと、()当社を取り巻く事業環境の悪化等に鑑みて、今後も当社が競争優位を維持するためには抜本的な事業構造改革が必要であるところ、かかる施策の実施には、多額の先行投資を要し、短期的には当社の利益やキャッシュ・フローの悪化を招くと共に、最終的な結果が伴わないリスクが相当程度あることから、当該リスクを当社の既存株主に負担させることは望ましくないとの考えから、本取引を行うことにより一旦当社を非公開化するという選択肢も十分考えられること、(b)()本公開買付価格は、当社算定機関による株式価値算定書 に照らすと、市場株価法による1ヶ月終値単純平均株価である434円に対して38.2%、3ヶ月終値単純平均株価である442円に対して35.7%、6ヶ月終値単純平均株価である510円に対して17.6%のプレミアムが付された価格であること、DCF法による当社普通株式の価値である1株417円～460円を上回ること、類似会社比較法による当社普通株式の価値である1株302円～320円を上回ること、()公開買付者は本公開買付けにおける当社普通株式の買取価格を他社事例におけるプレミアム率を参考にしてこれと遜色ない価格という観点から決定しているところ、本公開買付価格は平成26年8月8日における当社株価終値である427円に40.5%のプレミアムが付された価格であり、他社事例におけるプレミアム率に比して不合理なものではないこと、()本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)は30営業日とされており、比較的長期間に設定されていること、()当社と公開買付者との間では、公開買付者の対抗者が出現した場合に、当該対抗者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意等は行われていないこと、()当社においては平成26年5月13日に業績の下方修正を行っているところ、久保田氏が本公開買付けを考え始めたのは平成26年5月下旬であり当該下方修正よりも後であること、()公開買付者は平成26年7月8日に、当社に対し公開買付価格を同日の当社普通株式の市場価格(446円)に20%程度のプレミアムを付した価格(535円程度)としたい旨の提案を行い、これに対し、当社は、平成26年5月13日に当社が業績予測修正をしたことにより株価が下落していることに鑑みると、平成26年7月8日現在の当社普通株式の市場価格(446円)に20%程度のプレミアムを付加した価格(535円程度)では、合理的なプレミアムが付加されているとは評価できないと判断し、公開買付価格を引き上げることが必要であると考え、平成26年7月31日に、ライブラ法律会計事務所に対し、公開買付価格を上記業績の下方修正の影響を受けていない平成26年5月13日現在における当社普通株式の市場価格である565円よりも高い価格であり、かつ、平成26年7月31日現在の当社普通株式の市場価格(441円)に対し30%から40%の程度のプレミアムを付した価格(573円から617円程度)に引き上げるように申し入れ、その結果、平成26年8月4日、ライブラ法律会計事務所より、公開買付価格を1株600円に引き上げる旨の回答を得ており、公開買付者が当社の意見を考慮して公開買付価格を増額していること、本公開買付価格である1株600円という価格は当該下方修正の影響を受けていない平成26年5月13日における当社株価終値である565円よりも高い価格であること、短期的にみれば今後当社の業績はさらに下落する見込みであり、今後株主に対して本公開買付価格である1株600円と同水準での株式売却の機会を提供できない可能性が相当程度存することから、本取引を今行うという判断は合理性を欠くとまでは言えないこと、(c)()本公開買付けが成立した場合、当社の株主を公開買付者及び当社支配株主のみとするために当社の発行済株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び当社支配株主が所有する当社普通株式を除きます。)を取得するための手続(以下「本全部取得手続」といいます。)に際して、これに反対する株主は株式買取請求権及び価格決定請求権を行使することが可能となっていること、()本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に当社の株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であること、()買付株式数の下限は当社の発行済株式総数(9,657,500株)から、当社支配株主が所有する株式(4,950,508株)及び当社が所有する自己株式数(2,056,200株)を除いた数(2,650,792株)の過半数に相当する株式数(1,325,397株)について当社の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数(1,325,400株、所有割合:17.44%)とされており、下限設定の水準として不合理であるとまでは言えないこと等から、(1)本公開買付け及びその後の二段階買収を含む一連の取引により、当社の企業価値は中長期的には向上し得ると認め得ること、(2)本公開買付価格の公正性は担保されていると認め得ること、(3)本取引により公開買付者が当社の発行済株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び当社支配株主が所有する株式を除く。)を取得する取引は当社の少数株主にとって不利益とまでは言えないと認め得ることを、それぞれ委員全員の一致で承認し、平成26年8月11日付で、その旨の答申書を、当社取締役会に提出しております。

利害関係を有しない当社の取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、法律事務所D U O Nから受けた法的助言並びに当社算定機関から取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会からの答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行っております。そして、その結果、本公開買付けを含む本取引は、当社の企業価値の向上に資するものであり、また、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付けの買付条件(本公開買付け価格を含みます。)は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年8月12日開催の取締役会において、当社の代表取締役会長である久保田氏を除く取締役全員の一致で、賛同の意見を表明すること、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。当社の意思決定過程の詳細については、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針 イ 当社の意思決定の過程」をご参照ください。

また、上記取締役会には全ての当社の監査役が出席し、出席した監査役全員が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、久保田氏は、本公開買付けを含む本取引において、当社との間で構造的な利益相反状態にあり、特別の利害関係を有することに鑑み、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関して開催された当社の全ての取締役会について、その審議及び決議には、一切参加しておらず、また、当社の取締役の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加しておりません。

比較的長期の公開買付期間の設定

当社は、公開買付者より、本公開買付期間の設定につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付期間を30営業日としているとのことです。

このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限(1,325,400株)以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限(1,325,400株)は、当社の平成26年12月期第2四半期決算短信(平成26年8月12日提出)に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数(9,657,500株)から、当社支配株主が所有する株式(4,950,508株)及び上記第2四半期決算短信に記載された当社が同日現在所有する自己株式数(2,056,200株)を除いた数(2,650,792株)の過半数に相当する株式数(1,325,397株)について当社の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数(1,325,400株、所有割合:17.44%)としております。

このように、公開買付者は、当社支配株主以外の株主から過半数を超える賛同が得られない場合には本公開買付けを行わないこととし、当社の株主の意思を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

当社は、公開買付者より、本公開買付けの後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社支配株主が所有する当社普通株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、本全部取得手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、当社が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者及び当社支配株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様（但し、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類の株式を公開買付者または当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類の株式の売却の結果、当該株主の皆様へ交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類の株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社の株主が公開買付者及び当社支配株主のみとなるよう、それ以外の当社の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる当社の別個の種類の株式の上場申請は行われたい予定でず。

公開買付者は、原則として平成26年11月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、当社に要請することを予定しており、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及び当社支配株主の当社普通株式の所有状況、公開買付者及び当社支配株主以外の当社の株主の皆様が当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法に変更する場合であっても、当社の株主が公開買付者及び当社支配株主のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様が交付される金銭の額についても、本公開買付けに当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、公開買付者は、久保田氏及びD I社とともに当社の安定株主として、当社の株式を継続保有することを予定しております。

さらに、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもありません。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社の株主を公開買付者及び当社支配株主のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の各手続が実行された場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社支配株主であるD I社及び久保田氏が所有する当社普通株式合計4,950,508株（所有割合65.13%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、当社支配株主より、本公開買付けが成立した場合に、前記本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数 (個)
久保田 克昭	代表取締役	会長	926,108	9,261
池上 宏	代表取締役	社長	94,322	943
竹村 謙	取締役		114	1
廣瀬 茂男	取締役		114	1
荒木 裕一	常勤監査役		4,071	40
山崎 貴史	監査役		3,152	31
川村 壽文	監査役		260	2
計			1,028,141	10,279

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役廣瀬茂男および竹村謙は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役荒木裕一、山崎貴史、川村壽文は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ当社の役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下を切り捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

公開買付者の親会社であるD I社及び公開買付者の代表取締役である久保田氏は、当社の支配株主であるため、本公開買付けは支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成26年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に従って、本取引に係る手続の公正性に配慮した上で、本取引の一環として行われる公開買付者による本公開買付けについて、当社取締役会で審議を行ったうえ、取締役会決議をもって、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、および、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。

当社取締役会における審議及び決議には公開買付者は一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、上記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、当社の意思決定における支配株主からの独立性は十分に確保されていると考えております。

さらに、当社は、平成26年8月11日に、支配株主との間で利害関係を有しない第三者委員会から、上記「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置 第三者委員会の設置」に記載した内容の意見書により、本取引に係る当社の決定が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を入手しております。

なお、平成26年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。」

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。